



奈良市はハンターを目指す方を応援します！



# 奈良市銃猟者育成事業のご案内

奈良市では、銃猟による有害鳥獣の捕獲を行う銃猟者を養成するため、新たに補助制度を設けました。詳細は市ホームページをご確認ください。

なお、予算に限りがありますので、**申請に当たっては、猟銃所持許可を取得後速やかに、奈良市農政課に必ずご相談ください。**

## 補助対象 の経費

- 1) 猟銃所持許可に係る経費
    - ・猟銃等初心者講習会の受講料
    - ・教習資格認定の申請料
    - ・猟銃用火薬類等譲受許可の申請料
    - ・射撃講習の受講料
    - ・猟銃所持許可の申請料
  - 2) 猟銃等購入及び保管に係る経費
    - ・猟銃の購入に要する経費
    - ・弾の譲受に要する経費
    - ・猟銃及び弾の保管庫の購入に要する経費
    - ・消耗品（銃カバー、スリング及び弾帯ベルト）の購入に要する経費
- ※**個人間で売買されたものは対象外**です

最大  
50万円  
補助

## 補助率

定額  
(上限額の50万円もしくは全額の補助となります)

## 補助 対象者

- 下記の**すべての条件**を満たした方となります。
- ・申請日において、奈良市内に住所を有する方
  - ・令和8年6月1日以降に猟銃所持許可を初めて取得された方
  - ・狩猟者登録を行い、市内のいずれかの猟友会支部に加入している方もしくは申請日から1年以内に入会される方
  - ・交付申請の日から5年間、継続して有害鳥獣の捕獲に協力する意思を有する方
  - ・有害鳥獣捕獲の実績を5年間、毎年度市に報告される方
  - ・猟銃所持許可を取得した日の年齢が**60歳以下**である方

## 受付期間

令和8年10月1日（木）～10月30日（金）  
・予算の上限に達した場合は、上記にかかわらず受付を中止することがあります。

## お問い合わせ

来庁、電話またはメールでお問い合わせください。

✉ [nousei@city.nara.lg.jp](mailto:nousei@city.nara.lg.jp)

☎ 0742-34-5142

<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/110/267610.html>

